

三項、第二十條第二項及第二十一條ノ規定ハ前項ニ揭グル者ノ體力検査ニ之ヲ准用ス

第二十二條ノ三 國民體力法第十二條ノ二ノ規定ニ依リ指示スルコトヲ得ル處置又ハ施設ハ保健指導、虛弱者ノ體力増強、榮養又ハ環境ノ改善等ニ關スルモノトス

第二十二條ノ四 國民體力法第十四條ノ二ノ規定ニ依リ保健所ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得ル地方長官ノ職權ハ同法第十一條及第十二條並ニ第四條、第五條、第十五條、第十八條第三項及第二十條第二項(第五條及第十八條第三項ニ關シテハ第二十二條ノ二第二項ノ規定ニ依リ准用スル場合ヲ含ム)ニ規定スルモノ其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノトス

附則

本令ハ昭和十七年法律第三十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年ニ限り第三條ノ改正規定中毎年四月一日現在トアルハ五月一日現在トス

〔參照〕

昭和十五年九月二十日勅令第六百二十號國民體力法施行令抄録

第二條 地方長官ハ國民體力法第四條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者

(要検査被管理者)ヲ當時四十人以上使用スル事務所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人ニ對シ其ノ使用スル要検査被管理者ノ體力検査ヲ行フコトヲ命ズベシ但シ事業主若ハ管理人ガ體力検査ヲ行フコトヲ困難トスル事情アリト認めラレルトキ又ハ事業主若ハ管理人ヲシテ體力検査ヲ行ハ

シムルコトガ不適當ト認めラレルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 要検査被管理者ヲ當時四十人以上使用スル事務所、商店、工場、事業場等事業主又ハ管理人ハ毎年四月十日現在ニ依リ其ノ使用スル要検査被管理者ノ數ヲ地方長官ニ届出ヅベシ此ノ場合ニ於テ事業主又ハ管理人ガ體力検査ヲ行フコトヲ困難トスル事情アルトキハ其ノ旨併セ届出ヅベシ

第六條第二項

體力検査ヲ行フベキ日時ハ毎年七月一日ヨリ九月三十日迄ノ期間内ニ於テ之ヲ定ムベシ但シ學校又ハ幼稚園ノ長ノ行フ體力検査ニ在リテハ毎年四月一日ヨリ六月三十日迄ノ期間内ニ於テ其ノ日時ヲ定ムベシ

第十一條 體力検査ハ命令ノ定ムル所ニ依リ身體計測、機能検査及疾病異常検査ヲ行フモノトス

第十二條第一項及第二項

體力検査ノ結果ハ體力手帳ニ之ヲ記載スルモノトス國民體力法第十條乃至第十二條ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指導若ハ指示ヲ爲シ又ハ療養ニ關スル處置ヲ命ジタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依リ記載スベキ事項ニシテ醫務ニ關スルモノハ國民體力管理醫ニ於テ、其ノ他ノモノハ體力検査ヲ行フ者ニ於テ之ヲ記載スベシ

第十七條 第五條第一項第一號又ハ第二號ノ學校ニ在學又ハ在園スル被管理者(夜間又ハ季節的ニ授

業ヲ受クル者ヲ除ク)ニ對スル國民體力法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置命令ハ當該學校ノ長ニ於テ之ヲ爲スベシ

前項ノ被管理者ニ付保護者ニ對シ國民體力法第十二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置ヲ命ズルノ必要アリト認めムルトキハ當該學校ノ長ハ其ノ旨保護者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ通報スベシ

第十九條 前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ國ノ事業場ノ長ニ於テ體力検査ヲ行フ被管理者ニ對スル國民體力法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示又ハ療養ニ關スル處置命令ハ當該事業場ノ長ニ於テ之ヲ爲スベシ

前項ノ被管理者ニ付保護者ニ對シ國民體力法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指示ヲ爲シ又ハ療養ニ關スル處置ヲ命ズルノ必要アリト認めムルトキハ當該事業場ノ長ハ其ノ旨保護者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ通報スベシ

第二十二條 第二十條ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フ場合ニ於テハ國民體力法第四條第二項、第六條、

第十一條及第十二條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

國民醫療法の一部施行期日の件公布

第七十九回帝國議會の協贊を経たる國民醫療法については本誌前號本欄所載の如くであるが、その一部施行期日に關する勅令は昭和十七年四月十六日付官報を

以つて左の如く公布せられた。

國民醫療法ノ一部施行期日ノ件

(昭和十七年四月十五日)
(勅令第四百二十六號)

國民醫療法第一條、第五章、第七十九條乃至第八十一條及第九十條乃至第九十六條ノ規定ハ昭和十七年四月十七日ヨリ之ヲ施行ス

日本醫療團令ノ公布

國民醫療法ノ規定ニ隨ヒ組織せらるゝ日本醫療團ニ關する法律ハ昭和十七年四月十六日付官報を以て日本醫療團令として公布せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

日本醫療團令 (昭和十七年四月十五日) (勅令第四百二十七號)

第一章 出資

第一條 國民醫療法第三十三條ノ規定ニ依リ出資スル

コトヲ得ル者ハ左ノ者トス

- 一 北海道、府縣又ハ市町村若ハ之ニ準ズベキモノ
- 二 産業組合又ハ産業組合聯合會
- 三 其ノ他營利ヲ目的トセザル法人ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ

第二條 國民醫療法第三十三條ノ規定ニ依ル出資ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

前項ノ主務大臣ハ前條第一號ニ掲グルモノノ出資ニ

關シテハ厚生大臣及内務大臣、同條第二號ニ掲グル

モノノ出資ニ關シテハ厚生大臣及農林大臣、同條第

三號ニ掲グルモノノ出資ニ關シテハ厚生大臣トス

第三條 日本醫療團ハ國民醫療法第三十三條ノ規定ニ

依ル出資者ニ對シ出資證券ヲ交付スベシ

前項ノ出資證券ハ記名式トシ左ノ事項ヲ記載シ總裁

之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一 日本醫療團ノ名稱

二 日本醫療團成立ノ年月日

三 資本金額

四 出資ノ價格

第四條 日本醫療團ハ出資者原簿ヲ事務所ニ備置クコ

トヲ要ス

前項ノ原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 出資者ノ名及住所

二 各出資者ノ出資ノ價格

三 各出資證券ノ取得ノ年月日

日本醫療團ノ出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテ

モ出資者原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第五條 出資者ノ持分ノ移轉ハ取得者ノ名及住所ヲ出

資者原簿ニ記載シ且其ノ名ヲ出資證券ニ記載スルニ

非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第六條 日本醫療團ハ定款ノ定ムル所ニ依リ國民醫療

法第三十三條ノ規定ニ依ル出資者ヲシテ其ノ出資ニ

係ル施設ノ經營ニ參與セシムベシ

第二章 登記

第七條 日本醫療團ノ設立ノ登記ハ總裁ガ設立委員ヨ

リ設立ニ關スル事務ヲ引繼ヲ受ケタル日ヨリ二週間

以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

一 目的

二 名稱

三 事務所

四 資本金額及拂込資本金額

五 總裁、副總裁、理事及監事ノ氏名及住所

六 副總裁又ハ理事ノ代表權ニ制限ヲ加ヘタルトキ

ハ其ノ制限

七 公告ノ方法

日本醫療團ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間以内ニ

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登

記スルコトヲ要ス

第八條 日本醫療團ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタル

トキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ

從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事

務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲

グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テ

ハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登

記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル

登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケ

タルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記

スルヲ以テ足ル

第九條 日本醫療團ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキ

ハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

日本醫療團ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所

在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所

在地ニ於テハ四週間以内ニ第七條第二項ニ掲グル事項

ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域

内ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉

ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第十條 第七條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタ

ルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從

タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登